

中央区

令和3年度

自然エネルギー・省エネルギー機器等 導入費助成のご案内

自然エネルギー機器

太陽光発電システム、ソーラーシステム、蓄電システム

省エネルギー機器等

家庭用燃料電池システム、高反射率塗料等、LEDランプ（共同住宅用）

住宅・共同住宅用



中央区環境土木部環境推進課

1 助成対象者

- ①区内に住所を有している方（区民）
 - ②区内に賃貸共同住宅を所有している方（区民）
 - ③区内に賃貸共同住宅を所有している中小企業者等
 - ④区内の分譲共同住宅の管理組合
- ただし、令和4年3月31日までに機器等の導入と支払いを終え、区に導入完了報告をすること。
 ※中小企業者の定義は、中小企業基本法に準拠します。

2 助成金額

	対象機器	建築物	対象者	一般助成		中央エコアクトの認証を取得している場合	
						中央エコアクトに参加申込をしている場合 (助成金の支払いは認証取得後になります。)	
				助成単位	限度額	助成単位	限度額
自然エネルギー機器	太陽光発電システム	住宅	居住者	出力 1kW 当たり 100,000 円	350,000 円	出力 1kW 当たり 150,000 円	420,000 円
		共同住宅 (共用部)	共同住宅 所有者		1,000,000 円	-	-
			管理組合				
	ソーラーシステム	住宅	居住者	集熱器面積 1㎡ 当たり 16,500 円	150,000 円	集熱器面積 1㎡ 当たり 25,000 円	180,000 円
蓄電システム	住宅	居住者	蓄電容量 1kWh 当たり 10,000 円	100,000 円	蓄電容量 1kWh 当たり 15,000 円	120,000 円	
省エネルギー機器等	家庭用燃料電池システム (エネファーム)	住宅	居住者	導入費用の 20%	250,000 円	導入費用の 35%	300,000 円
	高反射率塗料等 (屋上・屋根用高 反射率塗料、窓 用日射調整フィ ルム、窓用コー ティング材)	住宅	居住者		100,000 円		120,000 円
		共同住宅 (共用部)	共同住宅 所有者		700,000 円	-	-
	管理組合						
LED ランプ	共同住宅 (共用部)	共同住宅 所有者 管理組合	400,000 円				

※省エネルギー機器等の場合、機器本体の他に導入に係る工事費も導入費用に含まれます。(諸経費や交通費等の機器の導入に直接関係のない経費は含まれません。)
 ※助成金交付申請額は、千円未満切り捨てです。
 ※対象となる導入費用は税抜きです。

3 助成の対象となる機器等と要件

共通の要件：住宅用は、居住する住戸で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。

共同住宅用は、共用部分で使用されるもので、新たに購入して導入する未使用品であること。

※リースや中古品の購入は対象外です。

※太陽光発電システムの場合、発電量全量を売電する目的で導入する場合は対象外です。

	対象機器	要件	建築物									
自然エネルギー機器	太陽光発電システム	①一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ②発電した電力は住宅で使用されるものであること。 ③電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。	住宅									
	ソーラーシステム	①一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたものであること。 ②生み出された熱（温水等）が住宅で使用されるものであること。	住宅									
	蓄電システム	①一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が補助対象機器として認めたもの。 ②太陽光発電システムまたは家庭用燃料電池システム（エネファーム）と常時接続するものであること。	住宅									
	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	①定格発電能力が 0.4 kW から 1.5 kW までの間であること。 ②総合効率が低位発熱量基準で 80% 以上であること。 ③貯湯容量が 20 リットル以上であること。	住宅									
省エネルギー機器等	高反射率塗料等	屋上・屋根用高反射率塗料	国内の第三者機関における測定値が日射反射率（近赤外領域）50% 以上であること。	住宅 共同住宅								
		窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材	国内の第三者機関における測定値が遮蔽係数 0.7 未満、可視光線透過率 65% 以上、熱貫流率 5.9W / (㎡・K) 未満（コーティング材の場合は 6.0 W / (㎡・K) 以下）であり、日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている製品であること。	住宅 共同住宅								
	LED ランプ	共通	①既存の照明器具またはランプは、LED を使用した製品以外であること。 ②既存の照明器具またはランプよりも、省エネルギー効果が高い改修を行うものであること。	共同住宅								
		直管形	① LED ランプの固有エネルギー消費効率が 60lm/W 以上であること。 ② LED モジュール寿命が 40,000 時間以上であること。 ③新たに LED ランプ専用の器具を設置し導入するもの、または既存の器具を LED ランプ専用（白熱、ハロゲン、蛍光灯などと交換できないもの）に改造し導入するものであること。									
		直管形以外	① LED ランプの固有エネルギー消費効率が全光束ごとに下表の基準値以上であること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>全光束</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600lm 未満</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>600lm 以上 2200lm 未満</td> <td>30lm/W</td> </tr> <tr> <td>2200lm 以上</td> <td>60lm/W</td> </tr> </tbody> </table>		全光束	基準値	600lm 未満	なし	600lm 以上 2200lm 未満	30lm/W	2200lm 以上	60lm/W
		全光束	基準値									
	600lm 未満	なし										
600lm 以上 2200lm 未満	30lm/W											
2200lm 以上	60lm/W											
誘導灯器具	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成 21 年 3 月 10 日 20 環都計第 529 号）第 2 の指定基準を満たすものであること。 ※東京都ホームページ 中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」の「導入推奨機器検索」から対象となる製品を探ることができます。											

申請に必要な書類 (個別)	①申請資格が確認できる書類
	<p>区内に住所を有している方（区民） なし</p> <p>区内に賃貸共同住宅を所有している方（区民） 区内に賃貸共同住宅を所有していることを確認できる次のいずれかの書類</p> <p>ア 発行後3カ月以内の共用部分に係る公共料金の請求書又は領収書の写し（共同住宅の住所、共同住宅名の記載があるもの）</p> <p>イ 発行後3カ月以内の共同住宅に係る不動産登記（建物）に関する登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書）</p> <p>区内に賃貸共同住宅を所有している中小企業者等</p> <p>（1）中小企業者等であることを確認できる次のいずれかの書類</p> <p>ア 法人の場合 発行後3カ月以内の商業登記に関する登記事項証明書（現在事項証明書または履歴事項証明書） ※資本金が中小企業基本法の定義を超えている場合は上記書類に加えて、労働保険概算・確定保険料申告書（受付印のあるもの）の写し</p> <p>イ 個人事業主の場合 直近の確定申告書（受付印のあるもの）の写し ※確定申告を電子申請で行っている場合は上記書類に加えて、受理されたことが確認できる書類</p> <p>（2）区内に賃貸共同住宅を所有していることを確認できる次のいずれかの書類</p> <p>ア 発行後3カ月以内の共用部分に係る公共料金の請求書又は領収書の写し（共同住宅の住所、共同住宅名の記載があるもの）</p> <p>イ 発行後3カ月以内の共同住宅に係る不動産登記（建物）に関する登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書）</p> <p>区内の分譲共同住宅の管理組合</p> <p>（1）区内の分譲共同住宅であることを確認できる次のいずれかの書類</p> <p>ア 発行後3カ月以内の共用部分に係る公共料金の請求書又は領収書の写し（共同住宅の住所、共同住宅名の記載があるもの）</p> <p>イ 発行後3カ月以内の共同住宅に係る不動産登記（建物）に関する登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書）</p> <p>（2）共同住宅の管理規程の写し</p> <p>（3）機器等の導入に係る管理組合総会の決議書</p>
申請に必要な書類 (共通)	②自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金交付申請書（別記第1号様式甲）
	③機器等の導入に係る見積書とその内訳書の写し
	④機器等の形状・規格等がわかる資料（機器の要件を満たしていることが確認できる資料、パンフレット等）
	⑤LEDランプを導入する場合
	・導入場所、個数、型番等が特定できる図面
	・交換前後のランプの仕様が確認できる資料
	・実施計画書（様式1）
	※LED誘導灯器具を導入する場合は、東京都の中小企業向け省エネ促進税制の対象機器とわかる書類（ホームページ画面を印刷したもの）
	⑥屋上・屋根用高反射率塗料を導入する場合
	・導入場所、塗布面積が明記された図面（平面図・立面図）
・国内の第三者機関が発行する製品の試験結果報告書の写し	
・実施計画書（様式2）	
⑦窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材を導入する場合	
・導入面積のわかる図面や写真等	
・国内の第三者機関が発行する製品の試験結果報告書の写し	
⑧導入承諾書（導入する住宅が自己所有でない場合）	
⑨委任状（申請者以外の方が書類の作成や提出等を行う場合）	

※導入条件や状況に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※申請書類はホームページからダウンロードできます。また環境推進課でも配布しています。

■注意事項

- ①自然エネルギー及び省エネルギー機器等導入費助成金は事前申請です。
機器等の導入をする2週間程度前までに申請してください。(助成金交付決定通知を受領後に工事を開始してください。)
- ②同年度内の申請は、対象機器ごとに1回までです。
- ③助成金請求書(第13号様式)と支払金口座振替登録依頼書は、同じ印鑑を押印してください。(印鑑は朱肉を使用するもの)
- ④偽りその他不正な手段により交付決定を受けて助成金を交付されたときは、決定を取り消し助成金の返還を求めます。
- ⑤予算が無くなり次第、受付を終了します。なるべく早めに申請してください。
- ⑥その他、データ提供やアンケート回答などをお願いすることがあります。
- ⑦各書類の審査は、現地確認を行う場合があります。

■クレジットカードのご利用・分割払いに当たっての注意点

※支払いにクレジットカードを利用される場合は、銀行口座からの引き落としを令和4年3月31日までに完了させてください。また導入完了報告の際には、支払いの完了を確認するため、クレジットカード売上票、利用明細書、引落口座の通帳(表紙と引き落としが確認できるページ)の写しが必要です。

※分割で支払いをされる場合は、令和4年3月31日までにすべての支払いを完了させてください。導入完了報告の際には、分割で支払ったすべての領収書とその内訳書の写しが必要です。また分割払いを口座引き落としにされる場合は、通帳の表紙と引き落としが確認できるページの写しが必要です。

■家庭用中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)とは?

二酸化炭素排出削減につながる取り組みを選択・実践し、一定期間取り組んだ結果を区に報告することで、認証を受け、特典を得ることができる制度です。

【取り組みの流れ】



※認証までの期間は、参加登録・省エネ活動・認証手続きを合わせて約2か月です。

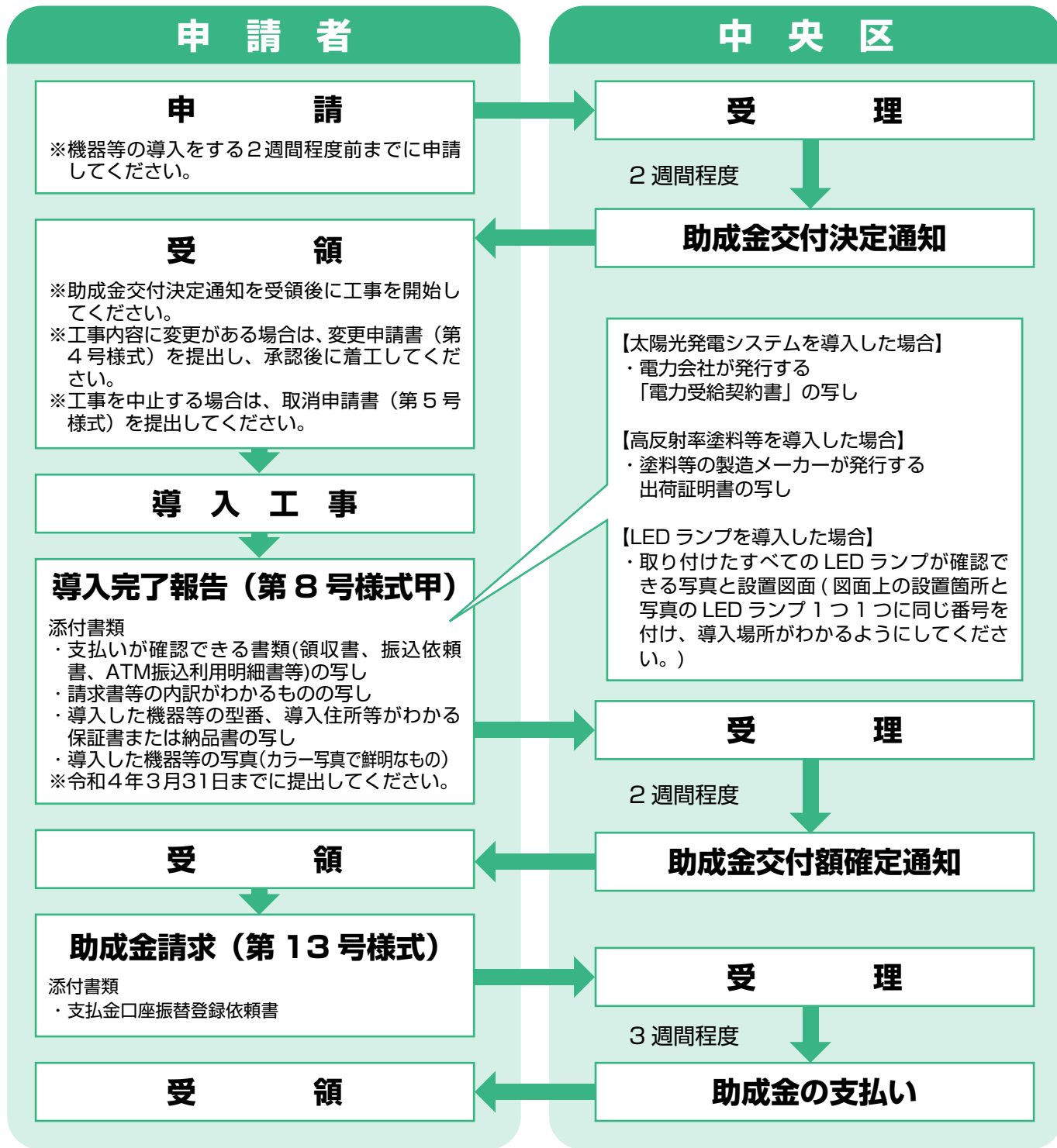
◎詳しくは、中央区ホームページ：<https://www.city.chuo.lg.jp/>
(ホーム>まちづくり・環境>環境政策>温暖化対策>中央エコアクト) をご覧ください。

■家庭用中央エコアクトに取り組み中の方へ

※中央エコアクトに取り組み中の方は、認証を取得した後に導入完了報告書等を提出してください。

※令和4年3月31日までに中央エコアクトの認証を取得できない場合は、一般助成での助成金額に変更されます。(一般助成の額で助成金を受けられますので導入完了報告書等を提出ください。)

手続きの流れ



問い合わせ・申請先

〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号

中央区 環境土木部 環境推進課 温暖化対策推進係

TEL:03-3546-5628 FAX:03-3546-5639

中央区ホームページ <https://www.city.chuo.lg.jp/>

(ホーム>まちづくり・環境>環境政策>温暖化対策>自然エネルギー機器・省エネルギー機器等の導入に関する助成金)

